

令和 3 年 9 月定例会 県土整備委員会（付託）

令和 3 年 9 月 24 日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時10分）

これより危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案についてはさきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その 3））

- 議案第28号 令和 3 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料 1－1，1－2）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況について（資料 2）
- 徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子（案）について（資料 3）

谷本危機管理環境部長

危機管理環境部から 9 月定例会に追加提出しております案件につきまして、お手元の危機管理環境部の県土整備委員会説明資料（その 3）により、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における 9 月補正予算案といたしまして、左から 3 列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、27億円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で191億1,763万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

危機管理政策課、防災総務費の摘要欄①のア、飲食店営業時間短縮協力金支給事業では、近隣府県において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用期間が延長されるなど、本県においても感染拡大の防止対策を継続して実施する必要があるため、飲食店への営業時間短縮要請の期間を延長したことに伴い、応じていただいた店舗に協力金を支給するための経費として、24億円の補正をお願いしております。

次に、イ、飲食店等 P C R 検査推進事業では、飲食の場での新型コロナウイルス感染の早期発見による感染拡大の抑止や帰省者等を介した県外からのウイルスの持込みの未然防止を図るため、飲食店に対する P C R モニタリング定期検査や帰省者等事前 P C R 検査を実施するための経費として、3億円の補正をお願いしております。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、3点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1-1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

事前委員会で御報告させていただいた以降の動きについて、御説明いたします。

9月9日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、19都道府県に発出中の緊急事態宣言が9月30日まで期間延長されるとともに、宮城県と岡山県については新規感染者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られることから、9月13日からまん延防止等重点措置に移行されることが決定されました。

また、まん延防止等重点措置に関し、感染状況が改善傾向にある6県については9月12日をもって終了することが決定されるとともに、残る6県と先ほどの宮城県と岡山県を合わせた8県において、9月30日まで適用されることが決定されました。

同日、第64回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、飲食店に対する営業時間短縮要請について、9月30日まで期間の延長を決定するとともに、9月12日までとっていた第5波・最大警戒期間についても、緊急事態宣言の終期に合わせて9月30日までの期間延長を決定し、県立施設の20時以降の原則閉館を継続して実施することを決定いたしました。

9月17日には、アラート指標の5指標7項目全てが30日振りに国のステージⅣを下回り、その後2日間、新規感染者数が一桁にとどまっていることから、9月19日、第65回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、県専門家会議の御意見も踏まえ、同日18時をもって、国のステージⅢに相当するとくしまアラート感染拡大注意・急増へと、1段階引き下げることが決定いたしました。

あわせて、飲食店に対する営業時間短縮要請内容の一部緩和を決定し、ガイドライン実践店ステッカー掲示店に限り、営業時間は21時まで、酒類提供は20時まで、1時間繰下げを選択できることといたしました。

次に、資料1-2を御覧ください。

県内の感染状況についてでございます。

上段、直近1週間の新規感染者数は、8月30日の390人をピークとして減少傾向が続いており、9月19日からステージⅢの基準値も下回っております。

また、下段、新規感染者数の前週比についても、9月2日木曜日以降は基準値の1倍を常に下回っており減少傾向が続いておりますが、近隣府県に発出されている緊急事態宣言等が9月末まで続けられていることなどから、引き続き、高い緊張感を持って感染拡大防止に取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況についてでございます。

1、飲食店に対する営業時間短縮要請協力金（第4期・第5期）については、第5波の感染拡大抑止に向け、特に夜の人流を抑制するため、8月27日金曜日から9月12日日曜日までを第4期、9月13日月曜日から9月30日木曜日までを第5期として、飲食店に対して営業時間の短縮をお願いしており、とくしまアラートを1段階引き下げた9月19日日曜日からは要請内容を一部緩和し、ガイドライン実践店ステッカー掲示店に限り、営業時間等の1時間繰下げを選択できることとしております。

なお、1時間繰下げを選択した場合でも、1日当たりの協力金額は変更せず、引き続き時短要請に御協力いただく飲食店に支給することとし、第5期に係る事業費として24億円の補正をお願いしております。

また、第4期の協力金支給から実施している、飲食店PCR定期検査を受けたコロナ対策三ツ星店に対する協力金の一部前払の支払額については、第5期分は定額27万円としております。

この度の時短要請協力金の申請及び支払状況について、9月21日時点で申請は、第4期の一部前払が169件、実績払が2,305件、第5期の一部前払が137件の申請を頂いております。支払状況といたしましては、第4期の一部前払154件、3,850万円が支払済みとなっており、実績払については、本日65件、3,274万8,000円が支払予定となっております。また、第5期は一部前払14件、378万円が支払済みとなっております。

次に、2、飲食店に対するモニタリングPCR検査については、飲食の場での新型コロナウイルスの感染を早期に探知し、感染拡大を抑止するため、飲食店を対象に定期的なモニタリングを実施しており、9月21日時点で1,300店舗からお申込みを頂き、検査済みのコロナ対策三ツ星店は1,192店舗となっており、これまでに8件の陽性を確認いたしました。陽性確認は、事前の県土整備委員会で御報告させていただいた以降、2件の増加となっております。

次に、3、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、県外からの帰省者や県内の大学生等を対象にPCR検査の受検支援を実施しており、やむを得ず本県へ帰省する県外居住者の申込状況は、9月21日時点で9,260件のお申込みを頂いており、これまでに7件の陽性を確認いたしました。陽性確認は、事前の県土整備委員会で御報告させていただいた以降、1件の増加となっております。

また、県外への帰省後に帰県する県内の大学や専修学校、各種学校等へ在籍する学生の申込状況は、9月21日時点で302件のお申込みを頂いております。

続きまして、資料3を御覧ください。

徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子（案）についてでございます。

徳島県版・脱炭素ロードマップにつきましては、2050年カーボンニュートラル実現に向け、本県の2030年度目標である2013年度比温室効果ガス実質排出50パーセント削減、自然エネルギーによる電力自給率50パーセント達成を確実なものとするため、新たな重点施策を設けるとともに、具体的な取組と行程をお示しするものでございます。

推進期間につきましては2021年度から2030年度までとし、脱炭素化を加速する自然エネルギー最大限導入、水素グリッド構想の推進、循環経済への移行の三つを重点施策として、県、市町村、民間企業等が一体となって、本県の地球温暖化・脱炭素化対策を戦略的に推進することとしております。

今後は、徳島県環境審議会等において御意見を頂くとともに、県議会での御論議、またパブリックコメントを踏まえ、今年中に策定してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、説明等は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑をどうぞ。

#### 福山委員

先ほど部長から説明があったように、県内の新型コロナウイルスの新規感染者数は安定的な減少傾向に入っており、本県における感染拡大の第5波も収束への道筋が見えてまいりました。

この第5波においては、本県でも新規感染者数や療養者数は第4波の水準をかなり上回ったものの全国各地で見られたような感染爆発には至らず、また四国4県ではいずれも1日に100人を超える感染者数の急増に見舞われ、まん延防止等重点措置が適用される状況となりましたが、徳島県ではそのような事態に陥ることなく、8月末にピークアウトした後、一時は感染者数が高止まりしましたが、9月19日にはとくしまアラートの一段階引き下げを迎えることができ、いわばピークカットに成功したものと考えられます。

これには第4波が収束した直後から実施している各種のPCR検査や前回よりも1時間早い時間設定をした飲食店への時短要請など、各種対策が功を奏した結果だと思います。

県として現状をどのように認識されているのか、お伺いいたします。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、新型コロナウイルス感染症の第5波に関する現状の認識について御質問を頂いております。

今回の第5波の感染拡大においては、デルタ株の強力な感染力により感染拡大の速度が非常に速く、また感染の連鎖がなかなか断ち切れず二次感染、三次感染といった感染が続くといった特徴がありまして、県内でも第4波を上回る感染者数、療養者数が発生したところであります。

それに対して、県では水際対策として、かなり早期から帰省者の事前PCR検査を行い、そちらで7人の陽性者を確認しました。また、飲食店に対する定期PCR検査においても、飲食店の大きな御協力を頂きまして検査を進めた結果、8人の陽性者を確認したところであり、戦略的なPCR検査を進めることにより、無症状者も含めた陽性者の早期探知を図ることができました。

そして、状況に応じてとくしまアラートを早めに引き上げることに努め、県民の皆様に適宜適切な危機意識を共有していただくことに努めまして、8月19日にとくしまアラートは本県初となる最高レベルの特定警戒まで引き上げました。その後、8月27日から人流を抑制するやむを得ない措置として、本県2度目となる飲食店への営業時間短縮要請に踏み切り、しかも、今回は前回よりも1時間早い午後8時までという更に踏み込んだお願いをさせていただきました。

その結果、全国各地で見られましたような感染爆発については回避することができ、またワクチン接種の効果もあり、医療提供体制については破局的な状況に至ることはなく、そして国に対するまん延防止等重点措置の要請が必要な局面にも至ることなく、9月19日には、とくしまアラートステージⅢの感染拡大注意・急増へと1段階引き下げ、これに併

せて飲食店への営業時間短縮要請も一部緩和することができました。

ただ、現在、近隣府県に発出されている緊急事態宣言等については9月末まで続けられるということなどを踏まえ、我々としても緊張感を持って対応していく必要があります。引き続き県民の皆様、また医療現場を支えていただいております医療従事者の皆様、そして飲食店をはじめとする事業者の皆様に御協力を頂くことで、何としても第5波の収束に持っていきたいと考えているところでございます。

福山委員

ありがとうございました。

現在、とくしまアラートはステージⅢとなっておりますが、本県の直近の指標を見ますと、ほぼ全てがステージⅡ以下のレベルまで落ちてきております。

アラートの更なる引下げ、そして予定では9月30日までとなっている飲食店への時短要請の解除について、今後の見通しをお聞かせください。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、とくしまアラートの引下げ、そして飲食店への時短要請の解除についての見通しについて御質問を頂きました。

ただいま委員からお話いただきましたように、現在、とくしまアラートの発動基準であるいわゆる5指標7項目については、昨日の段階で病床使用率を除く全ての指標においてステージⅡの水準以下となっており、ステージ引下げが視野に入ってきたところでございます。

しかし、ずっと1人が続いていた感染者数が昨日また10人になるというような状況もあり、現在は指標の動きを見極めているところでございます。この見極めの結果を踏まえて、近日中にも県の対策本部会議を開き、アラートの更なる引下げ等について判断を行いたいと考えております。

ただ、アラートを引き下げたとしても、これに伴って直ちに飲食店への営業時間短縮要請を解除するかどうかについては、県内の感染状況、医療提供体制の状況、そして特に大阪、兵庫といった近隣府県の感染状況がどうなるか、また政府が来週早々には決定すると言われている緊急事態宣言の解除等の動きがどうなるかといったことを踏まえつつ、なお慎重に判断してまいりたいと考えております。

福山委員

県の考え方は分かりました。

時短要請の解除については慎重に検討するとのことですが、今回、飲食店には定期PCR検査に積極的に協力していただき、19日から緩和されましたが、前回より1時間早い時短要請に応じていただいております。今回の第5波対策に大きな役割を果たされております。

そこで、今回の時短要請に伴い県職員が飲食店を見回っているとお聞きしていますが、その状況について伺います。

また、前回の委員会でも伺いましたが、時短協力金の支払について、その後の状況をお伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、飲食店への見回りの状況、そして時短協力金の支払の状況について御質問を頂きました。

まず、飲食店の見回りについては、対象となる県内の飲食店が約7,000店舗ございますが、8月27日からの時短要請開始に合わせて県職員が市町村職員と共に夜間を中心に巡回しており、感染拡大防止の啓発と営業時間短縮の実施状況の確認を行っております。

既に約7,000店舗全ての巡回を終え、現在2巡目に入っている状況でございますが、前回同様に大部分、最新の数字で言いますと99.5パーセントの店舗において要請に応じていただいていることを確認しているところでございまして、この場をお借りして飲食店の御協力に心から感謝を申し上げたいと考えております。

次に、時短協力金の支払状況でございます。

先ほど部長からも説明があったところでございますが、8月27日から9月12日までの第4期に係る協力金については、いわゆるコロナ対策三ツ星店に対して定額25万円の一部前払を行っており、また現在、期間終了後にお支払いする実績払も行っているところでございます。

一部前払については、現在169件の申請があり、そのうち91パーセントの154件、3,850万円について支払を終えております。実績払については、資料においては2,305件となっているのですが、一番最新の数字で言いますと、既に2,500件近くの申込みを受け付けているところでございます。

シルバーウィークなどの連休が続いたこともあり、銀行が開いていないといったようなこともありましたので、まだ支払実績はないのですが、本日から支払を開始いたします。先ほど部長からも発言しましたが、その数値が65件、3,274万円となっております。

そして、第5期についても定額27万円の一部前払を行っており、第5期の開始当日である9月13日から受付を開始したところでありまして、資料では137件とあるのですが、最新の数字ではこれまでに144件の申請を頂いており、そのうち14件、378万円について支払を終えているところでございます。また、第5期の実績払についても、期間終了の翌日、10月1日から申請の受付を開始する予定としております。

今後とも、1日でも早く協力金を飲食店に支払えますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

福山委員

ありがとうございました。

第4波に続いて、今回の第5波においては飲食店の皆さんには多大な御協力を頂いておりますので、引き続き協力金の早期支給に努めていただくことと、可能な限り早期に時短を解除し通常どおりの営業ができるようにしていただけるよう要望させていただきます。

また、次に来ると言われる第6波に備えて必要な対策を継続していただくとともに、今後、県民にワクチンが一通り普及した後に講じるべき対策、そしてデルタ株に続く新たな変異株に備えた対策についてもしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

それと、もう1点お聞かせください。

今定例会の一般質問で、四国のみちの魅力向上や活用策について御答弁を頂いたところですが、更にお伺いします。

今回の9月補正予算、四国のみち魅力向上事業で全ルートの現地調査を行うこととなっているようですが、県職員は日常業務の中で現場の見回りを行っているのか、お聞かせください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま福山委員から、四国のみちの現地の見回りについて御質問を頂きました。

四国のみちについては、県内全ルート320キロメートルのうち約74パーセントに当たる236キロメートルは県道、市町村道などの公道が占めており、各道路管理者により維持管理が実施されているところでございます。

残り84キロメートルのうち56キロメートルは市町村への委託による維持管理を行っており、後の28キロメートルは県職員、また自然公園区域については自然公園監視員による現地見回りを行っているところでございます。

特に、市町村や利用者から自然災害等により通行が困難になったとの情報などが寄せられた場合、県職員が現地確認を行っているところでございます。

今後も、市町村や利用者の情報を基に現地確認を行い、通行の安全性向上に努めてまいりたいと考えております。

福山委員

ありがとうございました。

四国のみちは整備後30年余りが経過しているとのことですが、24ルート全体の調査は今回が初めてなのか、お伺いいたします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま四国のみちの調査について御質問を頂きました。

四国のみちの全ルート調査につきましては、平成21年度から平成23年度までの3か年において、緊急雇用対策事業として全ルートの現地調査を実施しております。

平成21年度及び平成22年度に各10ルート、平成23年度には4ルート、全24ルートを踏査いたしまして、標識や休憩所等、施設の設置状況や修繕判定、それからルートを構成する公道や里道の道路管理区分などについて調査しております。

福山委員

平成21年度から23年度にかけて、当時の民主党政権下で実施された緊急雇用対策事業を活用して調査が行われたとの説明でした。

では、その調査結果はその後の取組に活かされているか、お伺いいたします。

杉山グリーン社会推進課長

平成21年度から平成23年度の調査を踏まえ、平成24年度に明神山大海原のみち、これは

阿南市から美波町にかけてのルート、平成25年度には阿波市の山峡からの遍路みち、平成26年度には美波町の阿部由岐潮騒のみち、平成27年度から平成31年度にかけては山寺のみち、これは板野町から上板町のルート、これらについて路面改修を実施いたしました。

また、台風等による倒木や手すりの欠落等、施設の損傷については、随時状況を把握した上で倒木の除去や手すりの代わりのロープを張るなどの措置を講じることで、通行の安全性の向上に努めているところでございます。

#### 福山委員

調査結果がその後の修繕などに活用されていることが分かりました。

では、今回の四国のみち魅力向上事業について、改めて内容をお伺いいたします。

#### 杉山グリーン社会推進課長

四国のみちについては、美波町で毎年開催されている千羽海崖トレイルランニングや、藤井寺から焼山寺にかけて1,200年前の自然が残る道を歩く空海の道ウォークのように地域の魅力を生かしたイベントの舞台として、また身近で手軽な観光コースとして利用促進していくことが大変重要であると認識しております。

そこで、今回予算計上させていただいている四国のみち魅力向上事業の調査結果を踏まえ、各ルートの特性や地域の魅力を再発見するマイクロツーリズムの創出、安全性や利便性の向上のための適切な維持管理や経路の変更、利用者が多い遍路道との相乗効果による誘客促進など、四国の自然や歴史文化を手軽に楽しむことができるよう各ルートの整備を順次行ってまいります。

また、利用者の皆様に安全で快適に御利用いただけるよう詳細なルート情報を提供するとともに、利用者の皆様から、四季の見所やおすすめスポットといったルートの魅力、また通行に支障がある箇所などの安全性に関する情報を投稿していただけるように、四国のみち魅力向上事業によって双方向のアプリを開発し、利用者目線に立った親しみやすい四国のみちとなるよう取り組んでまいります。

さらに、県立総合大学校まなびーあ徳島やシルバー大学校との連携、四国4県と連携したSNSをはじめ様々な媒体を通じた四国のみちの動画配信などにより、効果的な情報発信を行ってまいります。

また、こうした取組について、国や市町村、ウォーキング、山岳、遍路道の各関係団体、また観光関連団体、学識経験者などからなる、仮称でございますが、四国のみち魅力向上協議会を設置いたしまして、様々な分野、幅広い年齢層の方々から御意見を頂きながら施策を推進してまいります。

今後とも、アフターコロナを見据え、産学官民連携の下、豊かな自然や地域資源を生かした魅力あふれる四国のみちとなるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 福山委員

四国のみちは現状では余り利用されていないルートもあると聞いております。

今後、魅力向上に向けた取組について、遍路道や名所、史跡などを十分活用していただ

くとともに、県民の皆様の御意見をしっかりと伺い、利用促進に向けた経路の変更や、320キロメートル全てを整備するのはなかなか難しいと認識していますので、メリハリのある整備を行っていただきたいと思います。山根グリーン社会統括監、一言意気込みをよろしくお願いいたします。

山根グリーン社会統括監

ただいま四国のみちについて、その取組方針、総括につきまして御質問があったところでございます。

四国のみちについては、委員お話しのとおり、本県を含めた四国の豊かな自然、歴史、文化、また遍路道などを十二分に生かしながら、県民の皆様方、また県外の皆様方に対しましても、その魅力を体験していただくことが極めて重要と認識しているところでございます。

そのためにも、課長から御説明したように各関係団体を含め幅広い年齢層からなる協議会を来月にも立ち上げ、幅広く御意見を頂きながら、各ルートそれぞれのニーズに応じ、またメリハリも付けながら、魅力向上とともに、その情報をSNS等を通じてしっかりと発信してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも徳島ならではの地域資源を生かし、その利便性向上を含め、魅力あふれる四国のみちとなるように関係者としてしっかりと連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

寺井委員

今、福山委員から四国のみちの話があったわけですが、関連して少しお聞きしたいと思います。

確認したいのですけれども、今度の調査をやるということについて、金額は幾らの予算を組んでいるわけですか。

杉山グリーン社会推進課長

先ほど申しました現地調査として4,000万円、アプリ開発として2,000万円、合計6,000万円を計上させていただいております。

寺井委員

積極的にやるようなお話ですが、このルートを通じて過去にどれだけの利用者があったのかお聞きしたいのですけれども、分かりますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ルート利用者の統計は取れていないのが現実でございます。

寺井委員

ということは、全然把握していないということですか。

杉山グリーン社会推進課長

ルートを全部踏破した方につきましては認定証等を交付しておりますので、その方の人数は把握できております。

寺井委員

それは何人でしょうか。その認定証、いわゆる四国のルート全体を回った人は何人か、また、例えば徳島県の管轄内を回った人は何人か、分かりますか。

杉山グリーン社会推進課長

すいません。今、正確な数値は持ち合わせていないのですが、確か全ルートを踏破した方は一桁だったかと思います。

寺井委員

実は、私の地元に非常に熱心な人がいまして、四国のみちについてちょっとお話しさせていただきますという方がいるのです。

いろいろ聞きますと、四国のみちを踏破した方、いわゆる認定証を渡した方というのは二人ぐらいしかいない。あと県内を回った人も少ないというふうに聞いております。

その中で、今回調査費4,000万円をぶち込んでやるという、すごいなとは思いますが、新しい観光地を開発するとかいろいろあるのでしょうかけれども、先ほどの10年前に調査をやって、いろいろと手直しをしてきているというお話も聞くのですが、現実はその人のお話を聞くと、今回予算を付けたのだけれど、職員の方は県内のルート全てを1回でも回っているのかといったお話もちらっと聞いております。

そういう中で、この4,000万円の調査費というのはちょっと大きいのではないかと心配をしております、その人も心配しておりました。

それで、極端な例を言うのですけれども、もうあれだけ写真も含めて3回も徳島新聞に出たということは、ひょっとしたらその人に調査を頼んだほうが早いのではないかと、本当に4,000万円も使わずにできるのではないかと私は思ったりもするのですけれども、いかがですか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま寺井委員から、調査について御提案を頂きました。

この度、利用者や管理者からなる四国のみち魅力向上推進協議会を設ける中で、例えばですがオブザーバーとして参加していただくといったことも検討させていただきたいと思っております。

寺井委員

変なことを言って申し訳ないのだけれど、興味を持っている人にはそのぐらい心配している人もいます。

ですから、予算も無駄にならないように、それに今回の調査でどこまでやるのかよく分かりませんが、本当はもう具体的に、こういうところはまず直さなければいけないと

かいうところまで方向があるのか。調査をやる以上、それだけの金を突っ込むのなら、その辺をきちんとやってほしいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もう1点、消費者政策について質問させていただきます。

事前委員会において報告を頂いたところでございますけれども、来る10月26日にとくしま国際消費者フォーラム2021を開催する予定と伺っております。

昨年、私は議長として完成試写会にも参加させていただきました。コロナ禍にあってもオンデマンド配信を行うなど、工夫を凝らした国際フォーラムが開催されたところでございます。

また、先週の喜多議員の代表質問において、今後とも継続的に国際フォーラムを開催し、アフターコロナを見据えた消費者政策を徳島から国内外に向けてより一層情報発信すべきとの問いに対して、知事から、戦略的かつ継続的に国際フォーラムを開催し、人や情報を徳島に呼び込むことが不可欠であるとの答弁があったところでございます。

このやり取りを聞いておまして、消費者政策における国際連携の重要性を改めて認識いたすと同時に、その際、今後のデジタル社会やアフターコロナの主役を担う若者にどのように参画してもらうかが大事ではないかと思ったところでございます。

そこで、この点についての県としての今後の方針をお伺いしたいと思っております。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

寺井委員から、消費者政策の国際連携における若者の参画について御質問を頂きました。

昨年の7月に国の本庁機能を有する消費者庁新未来創造戦略本部が開設されるとともに、戦略本部には国際消費者政策研究センターが新設されました。デジタル化をはじめ、社会情勢の変化による新しい課題等に関する政策研究や国際業務の拠点として業務をしているところでございます。

これら戦略本部で実施されている国際消費者政策研究等に対し、県内の高等教育機関との連携や協力体制を強化するため、本年の3月8日に、県内の高等教育機関と戦略本部、徳島県で構成されるとくしま消費者政策研究・高等教育機関ネットワークを設立いたしました。具体的には、徳島大学、鳴門教育大学、四国大学、徳島文理大学、阿南工業高等専門学校、戦略本部、徳島県で構成されております。

今後は、このネットワークを活用して、消費者政策における海外の大学と県内の大学との国際交流や学生や教員の方の新たな連携構築を促進してまいりたいと考えております。

寺井委員

これからの消費の主役になるのは若い人たちかと思うわけですが、もう着々と準備がなされておるようでございまして、是非それがすばらしい結果になったらいいなと思うところでございます。

県内の高等教育機関ネットワークを活用し、消費者政策における国際連携を進めるとのことでございますけれども、今後、具体的にはどのような方向でやっていくのか、お伺いいたします。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

今後の具体的な取組内容についてですが、先ほど御説明いたしました高等教育機関ネットワークを活用して、まずは経済連携や健全な消費市場の形成において日本の重要なパートナーであるASEAN諸国、具体的にはマレーシアとタイの大学と県内大学との交流を、コロナ禍でございますので、オンラインにおいて進めていきたいと考えております。

去る8月30日には、まずはプレ交流ということで教員同士による交流を行いました。そこで今後の取組内容について意見交換を行い、今後は教員の方に加えて学生同士の交流も予定しております。

このオンライン交流において、本県の先駆的な取組や戦略本部の新たな業務である国際業務等の情報発信をするとともに、消費者教育やエシカル消費、SDGsの実現に向けた取組についての情報交換を行いたいと考えております。

寺井委員

若者の国際交流を推進していくとのことでございます。

10月開催のとくしま国際消費者フォーラム2021とは、どのような連携を考えているのでしょうか。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

今回の交流を予定しているマレーシアとタイの大学ですが、10月26日開催の国際フォーラムの消費者教育セッションにパネリストとして参加していただく予定としております。

当セッションでは、ASEAN諸国と大学交流促進セッションとして、デジタル社会における消費者教育について議論を行う予定としております。

このフォーラムは今回の交流事業に参加していただく国内外の学生にも視聴していただく予定としており、その上でフォーラム視聴後の議論を踏まえ、消費者教育やSDGsの実現に向けた取組について今後どのように連携して進めるべきか、フォーラム終了後の年明けをめどに、教員と学生を交えたオンライン交流を改めて行う予定としております。

これらの新たな取組を通じて、ASEAN諸国や県内の大学生の積極的な参画による若い感性を生かした次年度以降の国際フォーラムにおけるテーマの設定、また若者目線による意見交換の場づくりにも、今後チャレンジしていきたいと考えております。

寺井委員

これからの時代の中での国際フォーラムについて答弁いただいたわけでございます。

アフターコロナのデジタル社会を見据えますと、やはり消費者政策をグローバルな視点で考えること、また若者の参画を積極的に進めることが不可欠と思います。

これから再度国際フォーラムが開催できるよう、戦略的かつ継続的に若者のアイデア、感性を最大限に生かすことができるように取り組むことを強く要望して、終わります。

山根グリーン社会統括監

先ほどの四国のみちについて、若干補足説明させていただきます。

四国のみちについては、徳島県のルートで言いますと、実は74パーセントが市町村道と

県道等が重なっているところがございます。それと同時に、一部については遍路道と重なっているところもございます。実際のところ、私のほうでも利用者数を調査するように指示したところがございます。

ただし、市町村道もございますから、お遍路さんを含めた全体の利用者数は数えられない。一方で、遍路道と重なっている部分もございますので、利用者全体の数はかなりのものではないかと思います。

全区間を踏破した人については、やはり少ないものではございますけれど、徳島県内で言いますと24ルートございまして、それぞれのルートで個性的な部分がございます。

委員のおっしゃったように全ルートを全てきれいに整備するかどうかというあたりにつきましては、協議会を通じて御指摘も頂きながら、同時に県民の皆様方の意見も頂きながら、整備に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

寺井委員

反論するようで申しわけないのだけれど、例えば県の管轄が28パーセントでしたか。

山根グリーン社会統括監

市町村道等が74パーセント、市町村道等以外の私道などが26パーセントという状況でございます。

寺井委員

ということは、県が管轄するところというのは幾らですか。

山根グリーン社会統括監

県の直接の管轄のパーセント等のデータを持ち合わせていないのですが、県道、国道、市町村道がトータルで74パーセントとなっております。

立川委員長

小休いたします。（11時56分）

立川委員長

再開いたします。（11時58分）

午食のため、休憩いたします。（11時58分）

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

質疑はございませんか。

吉田委員

まず、資料3で御提供いただきました徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子案についてお尋ねしたいと思います。

全体的な印象を言わせていただきたいのですけれども、2030年度の県の目標が温室効果ガス実質排出50パーセント減、自然エネ電力自給率50パーセントとなっています。自然エネ電力自給率はこれでいいと思うのですけれども、温室効果ガス実質排出50パーセント減というのに対して、温室効果ガスを出している一次エネルギーは電力だけではなく、電力はその中の一部だと思うのです。

運輸部門でガソリンやディーゼルなどがありますし、熱利用では給湯や暖房でまだまだ電気ではない御家庭も多いと思うので、電気と運輸と熱利用の部門が1対1対1ぐらいある中で、この政策を見ますと、電気にすごく重点を置かれていて、運輸部門と熱利用部門が余り入っていないので、これでは実質排出50パーセント減というのは少し難しいような印象を受けました。

運輸の部門で水素グリッド構想というのも入っているのですけれども、それでどれぐらいの運輸を賄えるのかもまだ分からないので、その全体的なものはどうかということが1点あります。

それと、水素グリッド構想について、水素モビリティによるグリーン物流の推進ということに対して、徳島県では副生物としての水素ができるのでクリーン水素と考えていいかと思うのですけれども、この徳島県の副生物としての水素が製造過程で完全にCO<sub>2</sub>フリーなのかということ、それが年間どれぐらい出てきて、運輸部門でどれぐらいを賄えるのか、分かればお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、徳島県版・脱炭素ロードマップについて電力部門のほかに運輸等があるのではないかと御質問を頂きました。

まず、電力自給率50パーセントを掲げておりますのは、このロードマップができるためにできることからやっていくという姿勢でございまして、CO<sub>2</sub>排出量の約4割を占めると言われている電力部門において、電力の脱炭素化を図ることが効果的ではないかということで、一つ重点施策として挙げております。

運輸部門については、この骨子案の中では重点施策としては掲げていないのですけれども、今まで進めてきたエコドライブやアイドリングストップ、交通流対策などとともに、次世代自動車、プラグインハイブリッドも含めた電動車の普及というところで、2030年度目標達成に向けて進めてまいりたいと考えております。

あと、熱利用につきましては、まだ熱の統計も取れていないという状況でございまして、本県が会長を務める自然エネルギー協議会でも熱利用については必要という認識で、まずは熱の統計値を取るルールについて固めるところから進めるべきでないかという提言も行っております。

吉田委員

もう一つ、水素グリッドについてはどうですか。

杉山グリーン社会推進課長

失礼いたしました。

副生水素の活用については、副生水素は東亜合成で苛性ソーダを生産するときに副次的に排出する水素ということで、水素を作るためにやっているわけではないのですが、今回、東亜合成で整備している水素集中製造設備で水素の純度を高めて、次にステーションにつなぎ、そこからF C Vに供給するということになっております。

飽くまでこの水素集中製造設備のスペックからだけの数字になりますけれども、1時間に150ノルマル立方メートル、1日の量にいたしますとF C Vで約70台分というところになります。

吉田委員

水素のほうを先にお尋ねします。

今、整備している水素集中製造設備で1日70台分の車の燃料が製造できるということなのですが、これを増やしていけば徳島県は、幾ら増えてもということはないかもしれませんが、燃料電池車をある程度は賄えるということではないのでしょうか。

東亜合成で製造可能な水素で1日に賄える台数というのは最大何台なんですか。

杉山グリーン社会推進課長

先ほど申しましたように苛性ソーダの生産量によりますので、実際に幾らかというのはここでは申し上げられないのですが、水素集中製造設備がフルで稼働して、1日70台というところです。

吉田委員

設備がフルで稼働してということは、それ以上はできないということなのですか。全体像が見えないと、このロードマップでも、徳島は運輸部門をどれくらい水素で賄うのかということをはっきり示す必要があると思うのですが、どうですか。

杉山グリーン社会推進課長

どれくらい賄えるかというのは、今後、骨子案から成案にしていく中で検討してまいりたいと考えております。

吉田委員

今後の検討ということなのですが、運輸部門をどれくらい水素で賄って、どれくらいE V車で賄うかというのは、すごく大事な基本中の基本だと思いますので、この見通しをできるだけ早く出していただけるようにお願いします。

あと、熱利用のほうなのですが、これも統計がないということで、暖房を石油ファンヒーターに頼っている御家庭、給湯に灯油のボイラーを使われているところはまだまだかなりあると思うのです。

だから、全体的に排出50パーセント減ということはこれに切り込まないと不可能だと思うので、早急にそういう統計も作っていただいて、実際に削減のためのロードマップの中に入れていただけるように要望します。

続きまして、ちょっと細かいことを聞いていきたいのですが、同じく脱炭素に関

する質問なんですが、E S G地域金融についてお聞きします。

知事が徳島版E S G地域金融活用協議会を去年の4月に創設されて、いろいろな取組を行ってこられたと思いますけれども、これまでどのようなことをされてきたか、もし今その成果があるのであれば、お知らせください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、徳島版E S G地域金融活用協議会について御質問を頂きました。

令和2年10月に産学官金が連携して、E S G金融を基盤に環境と経済の好循環に向けた地域支援の在り方に係る意見交換や課題検討を行う機関として、徳島版E S G地域金融活用協議会を設立いたしました。

この協議会の成果といたしまして、当協議会が環境省の補助事業、E S G融資の利息を最大1パーセント補給する事業である地域E S G融資促進利子補給事業のコンソーシアムとなったことにより、協議会に所属しております2行、阿波銀行と徳島大正銀行が当補助制度の金融機関の指定を受けております。

ちなみに、令和3年度指定機関の採択状況は全国で12行、うち2行が本協議会の金融機関となっております。

次に、展示会への出展支援といたしまして、令和2年11月16日から12月15日に開催された徳島ビジネスチャレンジメッセに出展し、環境配慮型事業者3企業、徳島合同証券、山善、宮地電機の紹介を行いました。

今年も開催される徳島ビジネスチャレンジメッセに出展し、当協議会の活動内容や環境に良い取組、E S Gに取り組む事業者を出展ブースにおいて紹介し、新たなビジネスチャンスの獲得や資金調達支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、セミナー、勉強会の開催支援として、令和3年3月にE S Gに関するセミナー、勉強会を開催し、E S G先進企業であるリコージャパンから当企業のE S Gの取組を御講演いただき、12企業・団体に御参加いただいたところです。

加えて、当協議会メンバーである徳島大正銀行による融資と県が実施する自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設整備補助金により、今年度、小水力発電施設の設置を支援しているところです。

今後とも、徳島版E S G地域金融活用協議会を基盤に地域支援を行ってまいりたいと考えております。

吉田委員

ありがとうございます。

昨年10月から具体的にいろんなことをされて成果も多少出ているみたいなんですけれども、全国12行のうち徳島で2行が選ばれているということは前回も御答弁いただいて、これは良かったなと思うのですが、実際にこの利息の補助事業を受けて銀行による融資が何件あったとか、そういうことは把握していらっしゃいますか。

杉山グリーン社会推進課長

今伺っている範囲では、この事業を使った支援はないということです。

吉田委員

第一歩ということでいろんな取組をされていて、これからE S Gと言えるような事業がどんどん展開していくのが理想なのですけれども、それでは、今後そういうふうになっていくために、県ではE S G金融についてどのような取組をされる予定ですか。

杉山グリーン社会推進課長

今年度1件実現している地元業者による小水力発電について、今回も県の補助金と、利子補給はないのですが、メンバーである金融機関の融資によって実現しております。

こういった取組をどんどん進めて、地元業者による自然エネルギー事業によって地元の経済も潤うと思いますので、そういうことを進めてまいりたいと考えております。

吉田委員

成果がどんどん出ますようによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ソーラーシェアリングについてお聞きします。

今後、営農型ソーラー、ソーラーシェアリングにも力を入れていくという御発言が前の委員会でもあったのですけれども、県内のソーラーシェアリングの実績と課題について、改めてお伺ひいたします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、ソーラーシェアリングの県内での実績、あるいは今後の方向について御質問いただきました。

優良事例といたしましては、県南部で水田の上に太陽光発電設備を置いてソーラーシェアリングを行っており、こちらも金融機関と連携して進めておるところでございます。

それと、県西部でもソーラーシェアリングがかなり行われているようですが、こちらは少し農地法上のトラブルがあったりということも聞いているところでございます。

改めて御説明いたしますと、ソーラーシェアリングは、農地法に基づく一時転用許可を受けて農作業に必要な高さや空間を十分確保した発電設備を農地に設置することにより、太陽の光を農業と発電が共有するという制度であります。

この制度については、農業収入に加え継続的な売電収入が得られることで、生産者の所得向上や経営改善につながる手法として注目されているところであります。

国において現在策定されている第6次エネルギー基本計画でも、ソーラーシェアリングが地域と共生した太陽光発電の導入資本の一つとして盛り込まれているところがございます。

こうした中、平成25年度の制度開始以降、令和元年度末までの許可実績は全国2,600件を超えるなどの広がりを見せており、その中にはバレイショを栽培する農地に発電設備を設置、隣接するトマトのハウスに電力を供給する事例、大豆を栽培しながら災害時には地域住民に電力を供給する仕組みを構築した事例、また本県でも、先ほど言いました自ら実証実験を行い蓄積した技術やノウハウで水稻栽培に取り組む事例など、栽培作物や地域の状況に応じた様々な優良事例も出てきております。

農林部局において、こうした事例を市町村や関係団体と連携し、県内生産者への横展開を図ることにより、営農型太陽光発電の適切かつ効果的な活用へとつなげてまいりたいと考えております。

ただ、農地サイドからは農業の健全な継続に支障がないようにという意見も出ておるところでございますので、そのあたりは農林部局と連携しながらバランスを取って進めていきたいと考えております。

吉田委員

今、県南部と県西部の例もあると御紹介いただいたのですが、まだ徳島県内では余り普及しているとは言えず、これからだと思うのです。それと、架台はあるけれども実際には作物が栽培されていなかったりするような例も見受けられます。

今、平成25年から令和元年までに全国で2,600件と御報告があったのですが、徳島では何件という数字は出ていますか。

杉山グリーン社会推進課長

すみません。農地法の許可に関する件ですが、今はデータを持ち合わせておりません。

吉田委員

データがありましたら、またお願いします。

これからソーラーを推進する上で、メガソーラーとかはやはり場所が必要ですが、まだ全部ではないのですけれどできるべきところにはできている感じで、これからは屋根置きとソーラーシェアリングの営農型ソーラーを推進していくべきだと思うのですが、周辺の住民の理解や越えるべきハードルがまだまだあるような気がするのです。

推進という姿勢を出していただいたからには、今後、県としてそのあたりに丁寧に取り組んでいただけるように要望いたします。この辺の周辺理解の件はどうでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

例えば南部の水田のソーラーシェアリングですと、災害時に電源を供給できるように、すだちくんコンセントとして周辺の住民の方にも周知しており、そういうことを通じて周辺の方の理解を得ているところでございます。

そういった取組をどんどん広げていきたいと考えております。

吉田委員

有用な事例が一つあると周辺の理解も得やすいかと思しますので、できたら県がモデル的にお願いしてということなども含めて、今後のことをよろしくお願いします。

もう1点、ゲノム編集作物のことについてお聞きいたします。

最近ですと二、三日前に、ゲノム編集によって筋肉量が1.2倍ぐらいに増やされたマダイが市場に出るということでニュースになりましたけれども、今年になって血圧を下げる効果のあるトマトというものも出ているようです。

これについて、県民の皆様から不安の声を割とよく頂くので、お尋ねしたいと思うので

すけれども、ゲノム編集作物について、安全性を含めた県の見解をお聞かせください。

都築安全衛生課長

吉田委員から、ゲノム編集食品に関する安全性等についての御質問を頂いております。

令和元年10月にゲノム編集技術応用食品の届出の受付が厚生労働省で開始されており、委員お話しのゲノム編集技術を使って血圧を下げる成分であるGABAというものを多く含むトマトの流通を令和2年12月11日に初めて認めております。

それと、京都大学と近畿大学が研究開発を進め、先日の9月17日に筋肉量が1.2倍のマダイを同じように厚生労働省で届出を受け付け、販売が開始されるということです。

トマトについては実際にもう市販が始まっていると聞いていますが、マダイについては届出は受け付けられましたけれど、まずはクラウドファンディングを利用して販売に関するお金を調達する返礼品として利用すると聞いております。

根本的な話なのですが、その技術については、特定の機能を付与することを目的として特定の遺伝子、塩基配列を改変する技術を言い、これにはないものを加えるという外来遺伝子を含む場合と残存しないという二つに大別されます。

外来遺伝子を含む場合については、国の安全性審査を経て、遺伝子組換え表示制度に従った表示が必要となります。

一方、今回のトマトやマダイのように外来遺伝子を含まず、元々あった遺伝子の働きを失わせる。トマトで言いますと、GABAを一定量作るともうこれ以上作るなという遺伝子があるのですけれども、それを壊してしまう。

マダイで言いますと、筋肉がある程度の大きさになるともう大きくしなくていいという部分を壊してしまうという技術については、従来からあった時間を掛けて行っていた品種改良と同等の技術とみなして、表示制度の対象外として特段の表示は義務付けられてはいませんが、やはり国民の知る権利や選ぶ権利に配慮しまして、両製品とも表示はするというような流れを聞いております。

県としても、技術開発や国の動向を注視しながら、リスクコミュニケーションや講習会を通じて、ゲノム編集技術応用食品の安全性や表示制度に関する普及啓発を進めて、食の安全・安心の確保に努めてまいるとともに、実は県内大学でも、医療分野であったり、植物や動物に関して研究が進められているといった報道もありますが、実用化との話は当方では承っていませんので、今後、食品関係の相談があった場合には適切な回答や助言ができるような情報収集、国との協調を進めてまいりたいと考えております。

吉田委員

ありがとうございます。

今、遺伝子組換えとの違いも説明していただきました。

ゲノム編集のほうは外来遺伝子を含まないということで、遺伝子組換えはほかの遺伝子と組み換えるので、それよりは安全で自然な品種改良に近いということで、今後の食糧難に備えて必要なかもしれないとも私も思うのですが、安全性についてはやはり気になる場所ではあります。

今の御答弁では、県民や消費者の皆さんの知る権利、選ぶ権利ということで、今回の二

つは表示がされるということで安心しておりますけれども、当初、サナテックシード社がトマトを育ててくれる人を公募したときに県内にも入っていたと聞いていたのですけれども、どこで栽培されているのか分からなくて、特に有機農業などをされている方で、マダイの場合は閉ざされた環境で飼われるので心配はないのですが、もし近くの普通の農地で栽培された場合の交雑を心配される方なんかもいらっしゃいました。

知る権利、選ぶ権利を大事にして、今後も国に対してそれを求めていくという県の立ち位置にちょっと安心いたしましたけれども、今後いろんなものが出てきたときに全てのゲノム編集作物でちゃんと選ぶ権利がありますように、県として国にずっと求めていってくださるように今後ともよろしくお願いします。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。

まず、午前中に寺井委員や福山委員から質問がありました四国のみちの問題で聞きたいのですけれども、10年ほど前にも調査されたということで、その調査内容については報告があったのですが、そのときの予算はどれぐらいの規模だったのか。

また、その後の対策を進める上で、協議会なりフォーラムなどの関係者が一堂に会するような会は持たれたのかどうかについて、お伺いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、四国のみちの平成21年度から平成23年度にかけての調査について御質問いただきました。

先ほど申しましたように平成21年度から平成23年度の3か年にかけて、合計約2,200万円の調査費となっております。

その後、その調査を生かした修繕について、それに当たっての協議会等を設けたかという御質問でございますが、そういうものは設けていないと認識しております。

山田委員

設けていないのですね。

四国のみち、あるいは遍路道もそうなのですけれども、道というのは使う人が部分的に直したりということで、剣山の道も遍路道もそうです。もちろん大きいものは別として、軽微なものは利用者が直したりしながら、道というのは段々確立されていくようなものなのです。

そういう面で言ったら、前回3年で2,200万円の調査費が今回4,000万円ということで、これについては私も本当に疑問があるのです。

交通アクセス、宿泊施設、自然、歴史、文化、眺望の調査というふうに事前委員会で聞いたのですけれども、杉山課長は前の答弁のときに、現状把握はできている。ただ、その対応のスピード感に欠けていたというふうなことを言われたのです。

現状把握ができているのであったら、恐らくコンサルタントに出すと聞いていますから、なぜ4,000万円も使ってコンサルタントに出すのか。その前に、今後の四国のみちの状況や活用をめぐって関係市町、また関係団体などが集まって、フォーラムやそういう具

体的な目的、課題、目標を協議した上で、調査費を計上するなら分かります。

今回の4,000万円が突如現われるのを見ていて、これは推測ですけども、新聞報道されたことによって、どこからこれはいかんという話も出たのかなと思います。

しかし、そういうことから見たら、関係する市町村、また関係する団体の皆さんに一堂に集まってもらってしたら、結構なところまで改善できると思います。

そういうふうなことをした上で調査をするということだったら生きた調査になると思うのですけれども、今回みたいにコンサルタントに4,000万円で、恐らくこんな問題がありましたという報告書が出てくると思います。しかし、それを実際に生かすということになったら、関係市町村や関係団体の皆さん、また歩く人といった人がいないと生きたものにならないと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、四国のみちの魅力向上の在り方について御質問を頂きました。

今回4,000万円に当たりましては、委員おっしゃるようにコンサルタントへの委託を前提として積算しており、前回の調査費から作業員の単価等も上がっております。それに加えて、緊急修繕をやっていないといけないということで、その緊急修繕計画も盛り込んでいところでございます。

ただ、委員おっしゃるように利用者等の意見を踏まえた上で調査していかないと意味がないのではないかとということで、先ほど申しましたように市町村や国といった管理者、それから山岳やウォーキング、遍路道の関係者、あと利用者といった方々からなる魅力向上協議会を設け、そこで意見を伺いながら調査を進めてまいりたいと考えております。

それで、今、積算としてはコンサルタントへの発注で積算させていただき、4,000万円としているところですけども、本日いろいろ御意見を頂いたところですので、これにつきましては再度検討してコスト縮減、また、皆さんの意見をきちんと伺いながら事業を進めてまいりたいと考えます。

山田委員

今日の議論を通じて皆の意見を聞いて、それと4,000万円について、前は3か年で2,200万円ですから、やはり縮小してというふうな答弁でした。

この協議会についても正に1回切りのいわゆるアリバイづくりのような協議会では駄目だと私は思うのです。

だから、そういう面では山根グリーン社会統括監にこの点を確認したいのですけれども、前のときは残念ながら調査したけれど、協議会は1回も開けていないというふうな状況が続いています。ここは真摯に反省しておかないといけない中身だと思うのです。

それを踏まえて、これからの協議会について、もちろんなかなか頻繁には開けないかもしれないけれども、やはり適宜開いていくということで、実際に四国のみちを生きたものにしていくという取組が非常に重要なところに来ていると思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

山根グリーン社会統括監

ただいま、四国のみちの協議会の方向性を含めた今後の在り方について御質問があったところでございます。

正しくこの度、四国のみちについて一部報道機関から今の状況についての報道がなされたところでございます。

これを受け、県として四国のみちの在り方、それと魅力向上をどうやっていくべきであるか、過去の部分も含め反省もしながら、まずは調査をやる段階で、協議会で十分に、例えば登山家の方、ウォーキングの方、当然市町村の方、地域の方、そして有識者の方を交えて、いろんな方向性を含めて協議してまいりたいと考えておるところでございます。

その中で、緊急修繕が必要な箇所を含め、四国のみちの今後の在り方について十分検討しながら、委員のおっしゃるような形でしっかりと検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

山田委員

これは、是非とも注視をしながら見ていきたいと思うのです。

新聞報道されて、我々県会議員も改めて議論してという中身ですけれども、やはり県民の皆さんの多くが関心を持っているし、アフターコロナの面で言ったら、この四国のみちというのはこれからの徳島の上でも非常に重要な財産になると思うので、生かしていったほしいなと思います。

あと、このICT活用の2,000万円のほうで、地図がダウンロードできるのかという疑問や、また今作っているポータルサイトも改良が必要ではないかというふうな意見も出ているのですけれども、端的で結構ですから、この辺はどういうふうにお考えですか。

杉山グリーン社会推進課長

ICTを活用した取組については、今はないと言われている詳細なルート情報や、利用者が利用しやすく四国のみちの各ルートを安全に楽しく使えるようなソフトを目指しております。

また、利用者が気付いた魅力あるいは危険箇所といったところもアプリに情報提供して載せてもらえるといったことも考えています。

このアプリの開発に当たっても、先ほど申しました魅力向上協議会からの意見も頂きながら、利用者目線で作っていききたいと考えております。

山田委員

そういうことを是非ともしてほしいのですけれども、アフターコロナ対策で先ほども言いましたが、やはり四国のみちや遍路道の利用促進は非常に注目される事業だと思います。恐らくそうなっていくでしょう。

しかし、その上でやはり体制の問題です。グリーン社会推進課という課ですね。先ほど来、後ほど気候危機の問題も聞きますけれども、この問題や自然保護の問題があったりします。愛媛県でははっきりと自然保護課という名目で名称を出しています。そういうことで見たら、この気候危機の対策を重視することは当然です。けれども、同時に自然保護関係も一緒に含まれ、その他のものも合わせてグリーン社会推進課ということで、グリーン

社会推進課とは一体何ですかというふうな疑問も出ております。

これはここですぐにはいかないでしょうが、県民に分かりやすい組織の体制整備というのが併せて求められていると思いますし、自然保護関係の今回の四国のみちでは担当職員は4人というふうな状況であつたらしいですけれども、やはりそういうことも適正なのかどうかも含めて、しっかり検討する必要があると思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

#### 山根グリーン社会統括監

ただいま、自然共生を含めた組織体制について御質問いただいたところでございます。

自然環境の保全を含めて現在のグリーン社会の推進に向け、今年度にグリーン社会推進本部を立ち上げるとともに、その施策を実行するために環境首都課からグリーン社会推進課と名称を変えたところでございます。

委員お話しのとおり、自然環境の保全については大変重要と認識しているところで、例えば関西広域連合における環境部門を所管している滋賀県においては、環境関係を所管する部局として琵琶湖環境部と組織的にも銘打ち、環境政策課、循環型社会推進課、森林保全課、自然環境保全課等々の組織立てを行い、事務を執行しているところでございます。

本県においても、先ほど来脱炭素ロードマップについて御議論いただいたように、重点施策として捉えており、その体制の強化も含めて、委員お話しのとおり自然環境保全の強化も併せて重要と認識しているところでございます。

今後につきましては、他県の状況、本県の事務事業を十分に勘案した上で、研究、検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

#### 山田委員

研究、検討という言葉で、今滋賀県の例なども挙げられたのですけれども、やはり非常に重視すべき県政にとっても重要な部分なので、是非とも検討、検証、そしてその方向を早く示していただきたいなと思います。

次に、コロナ対応についても少し聞いておきたいと思います。

時間の関係で端的に聞きますが、県外からの帰省前検査や飲食店従業員のPCR検査について、先ほど来報告がありました。

なぜこの事業が危機管理環境部で実施されているのか。昨年5月は保健福祉部であつたのと思うのですけれども、皆さん言いにくいとは思いますが、私自身はずっと素朴に思っているのです。

あわせて、コロナ対応での危機管理政策課などの長時間勤務の状況について、職員の皆さんも相当、保健福祉部も当然ですが、危機管理環境部のほうでもそういう状況があるというふうに聞いているのですけれども、その現状について御報告ください。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、2点御質問を頂いているところでございます。

まず、1点目について、なぜ当課がPCR検査事業を持っているかというところでございます。

PCR検査については、当然、感染症の防止のための検査ということですから、本来ならば保健福祉部の所管に属するものであらうとは考えます。

ただ、やはりコロナ禍という未曾有の非常事態でございますので、当然ながら新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて、当部が事務局を担っているところですけども、その対策本部の下、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

当然、主力である2階の保健福祉部については非常に大量の業務を抱えておりますので、各部で分担できるところは分担してやっているところです。

その一部として、我々も帰省者や飲食店でのPCR検査などをやっているところでございまして、また、例えば宿泊施設については観光政策課、学校については教育委員会にやっていただくというふうに分担体制でやっておりますので、その旨御理解いただきたいと思います。

それから、超過勤務のことでございます。

委員御指摘のとおり、危機管理環境部の超勤時間が非常に多いということは報道もされたところであり、我が危機管理政策課については特に多いということは認識しております。当然ながら改善していかなければならないという課題認識はございます。

ただ、現在、正にコロナ対策の真ただ中であり、この緊急事態の中でどうしても過大な負担が発生しているところではございますが、その中でも職員の心身の健康の維持、それからそれに伴う、やはり仕事が増えますとどうしても能率が落ちてくるといったこともございますので、そういったことがないように、今ここで具体的にこうするというような明確に申し上げられるような対策はございませんけれども、例えば業務のアウトソーシングを進めたり、また非常勤職員の柔軟な運用等により、できるだけ超勤時間を削減していきたい、望ましい方向に可能な限り近づけていきたいと考えております。

#### 山田委員

この問題については、もちろん危機管理環境部も保健福祉部もそうですし、これからまだ第6波という話も出ていて、いわゆる波は当然あるでしょうけれども、特に少なくなったときにしっかり対策をとることが重要となっているわけです。

危機管理環境部等々は非常に積極的な取組をやっています。しかし、それが肝腎要の保健福祉部サイドの本体のところでPCRなどの大規模検査がありません。ワクチン接種だけでは集団免疫は絶対できません。今重要なのは、これは専門家も指摘していますが、PCRなどの大規模検査をしっかりやるということが言われているのです。

その面から言っても、危機管理環境部の取組を更に横へ広げて全庁的なものにしていく。それで県民の安心をしっかりと確保するということが重要になっているのです。しかし、そういうところがまだまだ不足している。

事前委員会でも鳥取県や福井県の例を詳しく言いました。臨時医療施設を持ったり、PCR検査も徳島よりもはるかに多いというような状況を示していますけれども、そういう中で、医療従事者向けの情報サイトの調査では飯泉知事のコロナ対応は全国41番というふうに報道されました。実に5割の会員の医師が評価しないと表明したということです。

もちろん保健福祉部に関わることなのですが、危機管理環境部にも関係することなので、この事態をどう認識しているのか。

また、先ほどPCR検査の大規模検査などを言いましたけれども、こういうことについて、この少なくなった時期にもっとしっかり対応することが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、医療従事者向けの情報サイトで飯泉知事のコロナ対応が全国第41位だったということの受け止めについての御質問を頂きました。

特に医療従事者からの話でありますので、本来ならば保健福祉部で対応すべきところでございますけれども、私の答えられる範囲内で答えさせていただきます。

この医療従事者の情報サイトはm3.comという主に医師の転職等で有名なサイトでございます。私も医療政策課にいたときにこのサイトについての内容を聞いたことがございます。

この調査については、7月下旬から8月上旬にかけてこのサイトに登録している医師の方に意見を求めたアンケート調査の結果でございます。県内の46人のドクターの回答が基になっているというふうに聞いております。

その中で評価していない方が5割ということですが、県内のドクターの数は非常に多く、人口10万人当たりでは全国最高ですけれども、その中の46人の意見をもって正しい意見というような受け止め方はちょっとどうかなというところもございます。また、単純に根拠もない単なる5段階評価の意見聴取という形になっておりますので、それでどう捉えるかというのは判断の難しいところであろうと思います。

ただ、いずれにしてもコロナ対策については、当然、ドクターをはじめとする医療従事者の力を借りていかなければならないことでありますので、46人ではありますけれども、ドクターからこういった意見があったことはしっかりと認識し、保健福祉部とも情報共有した上で今後の対策を考えていきたいと考えております。

山田委員

これについても引き続きずっと動きを見ていきたいと思っております。

最後の質問になりそうなのですが、気候危機の問題についても幾つかの点を質問しますので、端的にお答えください。

今回、県のロードマップが報告されましたが、国のロードマップとの関係、そして国のロードマップと比べて県の独自色があるのかという問題が1点あります。

2点目に太陽光発電の支援について、県では事業者向けはあるけれど個人向けはないとなっているようですが、県内市町村や全国の都道府県の取組の状況を報告ください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま山田委員から県版脱炭素ロードマップと国のロードマップの違い、全国あるいは県内の個人への太陽光発電の支援ということで御質問を頂きました。

まず、国の脱炭素ロードマップは地域脱炭素ロードマップと申しますが、これは今後5年間に集中して対策を実施して、100か所以上の脱炭素先行地域の創出、それから屋根置き太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの重点対策を全国で実施を2本柱として、地域

の脱炭素モデルを全国、そして世界に広げる実行の脱炭素ドミノを起こすとされ、2030年まで集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものとなっております。

一方、県版脱炭素ロードマップは、こうした国のロードマップを踏まえた上で、徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）、自然エネルギー立県とくしま推進戦略、徳島県水素グリッド構想など、本県の地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進するための重点施策を新たに設けまして、具体的な取組と行程を取りまとめたものとなっております。

このロードマップを県、市町村、民間企業が一体となって着実に推進することにより、本県の2030年度目標、2013年度比で温室効果ガス実質排出50パーセント削減、自然エネルギーによる電力自給率50パーセント、この達成を確実なものとしてまいりたいと考えております。

重点施策については国の地域脱炭素ロードマップの方針を踏まえたものであり、一人一人が主体となって今ある技術で取り組める、再エネなど地域資源を最大限に活用することで実現できる、地域の経済活性化、危機課題の解決に貢献できる取組としており、具体的には委員会資料に記載のとおりでございます。

また、本県独自の取組としては、地球温暖化対策の切り札である水素の実装を推進するということございまして、自然エネルギーによるCO<sub>2</sub>フリー水素であるグリーン水素の製造利活用を具現化する水素モビリティによるグリーン物流の推進、副生水素のグリーン化といったものに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、全国また県内の個人向けの太陽光発電の支援状況でございます。

まず、全国状況について、民間事業者等を対象とした太陽光発電施設に係る補助制度が、都道府県では宮城県、福島県などの8府県で実施されております。いずれも単純な野立てで売電事業を行うものは対象としておらず、自家消費型やソーラーシェアリングを行うもの等に限定した補助を実施しております。

個人の住宅を対象とした太陽光発電システムに係る補助制度は、宮城県、千葉県、愛知県、京都府、島根県、香川県の6府県で実施されております。

本県では、民間事業者を対象として平成24年度から平成26年度まで太陽光発電施設への補助を実施していましたが、現在は小水力発電のみを対象としております。

続きまして、県内の市町村の状況でございますが、個人の住宅を対象にした太陽光発電の補助は阿南市、阿波市、上勝町、美波町、海陽町、松茂町、北島町の7市町で実施されております。

#### 山田委員

こういうふうな格好で実施されているわけですが、今回のロードマップをこれから具体化していろんな施策を進める上でも、他県でやっているような助成も含めてしっかりと検討していったほしいと思います。

最後の質問になりますが、本県における再生エネルギーについて、これは非常に重要な取組になるのですが、その潜在量と電力需要の関係はどうなっているのかということが1点あります。

もう一つは、企業局で今日も議論したのですが、やはり地産地消の新電力という

のを企業局でも相当いろいろ検討されているようです。

県の環境部局とも連携して、あるいは民間がというところも出てくると思うのですけれども、このロードマップを見た上からも、そういうところも含めて地産地消の新電力を民間と共に進める検討が必要ではないかと思うのです。

この2点の回答を頂いて、質問を終わります。

杉山グリーン社会推進課長

まず、自然エネルギーの賦存量について御質問を頂きました。

平成23年度に県で賦存量調査を実施しておるところでございますが、例えば太陽光発電の賦存量ですと、実はそのときの導入可能量を現状で超えてしまっているような状況でございますので、また見直しを行いたいと考えています。

ちなみに、国のほうで太陽光発電の導入可能量というよりは設置量について、FITの買取価格によって変わってくるのですけれども、このぐらいの発電ができるのではないかとという値としまして、太陽光発電は徳島県で年間65億6,200万キロワットアワーというところが出ております。そして、本県の電力需要でございますが、2020年度で58億8,600万キロワットアワーとなっております。

続きまして、地域新電力についても御質問を頂いております。

企業局でも答弁されたと思うのですけれども、環境省では、地方自治体の戦略的な参画、関与の下で小売電気事業を営み、得られる収入等を活用して地域の課題解決に取り組む事業を地域新電力と呼んでおり、例えばやまがた新電力には山形県が出資して、山形県企業局が保有する太陽光発電、水力発電を活用することで、エネルギーの地産地消を目指しております。

ただ、令和2年度冬季の電力需給ひっ迫により、市場の電気単価が高騰し、経営破綻や大幅な赤字となった新電力も多数発生しており、電力市場の制度が円熟するまで調達先にあつては不安定な経営状況になることも、新電力では予想されるところでございます。

県の企業局と四国電力との長期基本契約は令和7年3月31日で満了し、それ以降の売電方法については企業局で引き続き検討するというような答弁があつたかと思います。

一方で、エネルギーの地産地消は今後非常に重要なことであると認識しており、この地産地消を促すような仕組みを検討し、電力の安定供給と災害時の電力確保を含めた地産地消について、このロードマップの中でも検討してまいりたいと考えております。

山西副委員長

私から2点だけお伺いしたいと思います。

まず1点目は、多頭飼育崩壊の防止対策について確認しておきます。

ペットの中でも特に犬猫が、繁殖しすぎて飼いきれなくなる多頭飼育崩壊の防止が喫緊の課題になっております。

これまで動物の問題として捉えられがちであつた多頭飼育問題は、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主の生活の質の低下、悪臭や衛生問題といった御近所への迷惑をもたらす、人と地域の問題まで含めた広がりを持っていることが指摘されております。

そこで、県内の多頭飼育崩壊の状況について、また、県内の現在の認知件数として何件

ぐらい認知しているのかについてもお伺いしたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま山西副委員長から、県内における犬猫の多頭飼育崩壊等について、現状等の御質問を頂いたところでございます。

まず、多頭飼育崩壊については、飼い主が適切に管理できる範囲を超えてペットの犬や猫が増えすぎて、近隣への生活環境の悪化などにつながっていくというおそれがある状態を言います。

本県では2頭以上が多頭飼育というふうにお伝えするのですが、ここでは分かりやすく10頭でくらさせていただきますけれども、特に高齢者の方から10頭以上の多頭飼育についての相談が非常に多く、令和2年度で9件、うち猫については7件の相談が寄せられています。指導の結果、やむを得ず引き取らなければならない事例も3件ございました。

多頭飼育の問題は徳島県だけでなく全国的にも問題となっておりますが、原因については様々でございまして、改善解決には非常に長時間を要する場合もございます。

これらの原因の一つには不妊去勢をしていないというところ、繁殖を繰り返してしまっただけで頭数が増加し適切な管理ができなくなるといった部分で、鳴き声やふん尿の臭いにより近隣に迷惑を掛けるという場合が非常に多いというふうになります。

また、このような状況から、地域からの孤立であったり、飼い主の生活維持もままならない状況になることも少なくはありません。さらに、多頭飼育者の中には精神的に不安を抱え、よそで犬猫を集めて来るといった場合もございます。

このように多頭飼育の問題の背景には、経済的な困窮、社会的な孤立といったところが複雑に絡み合っており、委員におっしゃっていただいたように人と動物に係る別々の問題として対応するのでは、現在のところ解決が図れないというのが現状でございます。

多頭飼育の問題解決に当たっては、市町村の福祉部局であったり、社会福祉協議会、また動物愛護ボランティアなど、関係機関との情報共有の上、多頭飼育者に対して多方面からの支援が必要になってまいりますので、そういった関係機関との連携を密にしながら対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

山西副委員長

現在の認知件数で10頭以上が9件あったということでございますが、これは氷山の一角になっているのではないかと私は思います。しっかり調査するともっと出てくるかも分かりません。

そういった意味からも、先ほど中村センター長からもお話がございましたように、福祉部局との連携がこれから非常に重要になってくると思います。

御指摘がございましたように飼い主の生活困窮や高齢化による判断力低下、社会的孤立など、複雑な要因が絡み合っているということが指摘されております。

今後、この福祉部局との連携強化をどのように行っていくのか、もう少し具体的に方向性を示していただきたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

令和3年3月に環境省から多頭飼育のガイドラインが出ており、自治体向けの対策ガイドラインになるのですが、これを見ても、動物愛護や社会福祉に関わる担当部署、警察などが連携するように求めているというふうに書かれています。

また、自治体職員が活用できるチェックシートがございまして、そういったツールも活用しなさいであったり、飼い主の性格、家庭環境も把握した上で、多分野の関係者が連携して取り組むことが重要であるというふうに示されているところでございます。

本県における多頭飼育の事案については、まず発見から通報を見ても、社会福祉協議会であったり、福祉関係者の方から受け持ちの高齢者の方が多頭飼育していますというふうなことでの御相談がよくございます。

そういったところで、その方々とは連携しながら解決に向け対策すると同時に、その後の再発防止というところにも取り組んでいるところでございます。

また、飼い方が非常に悪くなると、警察との連携ということもやっており、これに加えて動物愛護団体やボランティアとも連携しているところでございます。

しかしながら、このガイドラインにも書いているのですが、やはり飼い主の状況が多岐に渡っておりまして、愛護センターに持ってこられたら殺処分されるのだというふうな思い込みがあったり、不妊去勢のお金がないといった金銭面の問題といったところによって、問題解決が長引いてしまうというふうな部分が多くございます。

このような場合は、愛護部門が最後まで残ってしまい、最終的には我々の引き取りという形になっているのが現在の状況でございます。

そこで、今後はこのガイドラインを参考にしまして、関係者が最後まで協力し合って問題を解決できるように、市町村の愛護部門や危機管理部門、また警察の担当者の出席を頂き、県内の動物の問題を様々に議論する毎年開催の実務者会議に、今年度は7月に終わってしまっていますので、また次年度になってしまうかもしれないのですが、そのときに社会福祉に関わる担当者の方も出席いただき、多頭飼育崩壊の予防と解決について進めてまいりたいと考えているところでございます。

山西副委員長

よく分かりました。

これから実務者会議の中に福祉の担当の方も入ってやっていくということで、踏み込んだ御答弁を頂いたと思います。

先ほど御指摘がありましたように、この問題は早期発見、早期支援が極めて重要だと思いますので、部局をまたいだ連携強化を図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2点目が、救急需要の状況についてお尋ねいたします。

救急搬送件数の状況、それから消防、救急を取り巻く状況、課題、このあたりをどのように捉えているのか伺います。

岡久消防保安課長

消防、救急を取り巻く現状、課題、また救急搬送件数等についての御質問を頂きました。

近年の高齢化の進行、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う救急需要の増大及び高度化、更には激甚化・頻発化する豪雨災害への迅速かつ的確な対応など、消防を取り巻く環境は複雑多様化してきております。

まず、救急搬送件数の状況についてですが、急速な高齢化の進行等を背景に、この10年間で全国では約1.5倍、本県でも約1.3倍と増加しております。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不要不急の外出自粛といった行動変容等による事故の減少などによって、約12年ぶりに救急搬送件数が対前年比で約10パーセントほど減少に転じておりますが、コロナ感染が収まりアフターコロナの時代となりますと、当面は上昇傾向が続くと推定されます。

また、近年全国各地で発生している大規模風水害や土砂災害、加えて本県では南海トラフ巨大地震などへの対応が喫緊の課題であります。過疎市町村をはじめとする小規模の消防本部などにおいては、出動体制や消防車両等の設備資機材について、財政面等の制約があるため単独では十分に対応できない場合も想定されます。

例えば、これは他県の事例ですけれども、豪雨災害により消防車両が全て水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案が発生するなど、改めて小規模消防本部の限界を認識したところであり、本県の各消防本部においても今後更に人口減少や財政基盤のぜい弱化等による消防力の低下が危惧されることから、消防力を維持強化するための取組が求められております。

#### 山西副委員長

今後を取り巻く状況は極めて厳しいものと思っています。

それで、特に救急でございますが、年齢が上がれば上がるほど救急需要というのは高まるというふうに言われておりまして、全国的にも高齢化が進んでいますが、本県は全国より速いペースで高齢化が進んでいるという状況にあります。

消防庁のデータによると、2035年頃に救急需要のピークを迎えるのではないかとというふうに分析されておりますが、ということからすると本県はもう少し前、私の考えでは2030年ぐらいにピークが来るのではないかと考えておりますが、このピークまでをどう乗り切っていくのかということが、これからの非常に大きな問題だと考えています。

ここから効率的な運営をしていくということ、それから地域格差を解消するということが極めて重要であり、そういう観点からすると、これからは消防の広域化をとにかく早く進めていくということが極めて重要ではないかと考えておりますが、この消防の広域化の取組状況についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

#### 岡久消防保安課長

消防の広域化の取組について御質問を頂きました。

先ほど御説明させていただきましたように、昨今の消防に対するニーズは複雑多様化しており、消防の広域化によるスケールメリットを生かした消防力の強化が必要であると認識しているところでございます。

このため本県においては、県の消防広域化推進計画に基づき、消防本部を持っていない町村、いわゆる非常備消防の解消と通信指令センターの一本化・共同運用、この2本柱で

関係市町村と連携し、広域化の検討を進めているところでございます。

具体的には、まず非常備消防の解消に向け、令和元年に県東部地域における消防体制の在り方検討会において、消防体制の現状分析や広域化に向けた課題抽出を行うなど、関係市町村の取組を支援しているところでございます。

また、通信指令センターの一本化、共同運用については、これも令和元年に県消防通信指令センター高度化検討会を設置し、運営方法、コスト、更新時期等について調査を実施するなど、具体的に検討を進めているところであります。

この通信指令センターの全県一本化については、各消防本部の指令システム、機器の更新時期の調整や全市町村の合意形成に時間を要することから、まずは、例えば南部地域、西部地域といった生活圏を一にするブロックごとに、地域の特性を踏まえた段階的な共同運用を進めていくこととしております。

今後とも、この非常備消防の解消をはじめ、消防の広域化の実現に向け、市町村の実情や御意見を踏まえながら、県がリーダーシップを取り積極的にけん引して市町村を支援してまいりたいと考えております。

山西副委員長

最後に確認しておきますが、ブロックごとに段階的に広域化に向けて取組を進めるという御答弁で、そこは大変よく分かるし、理解するところです。

先ほど御答弁いただいた通信指令センターの一本化について、もちろんこれはブロック別でいいのですが、あらかじめブロックの中で一本化できる見通しをお示しいただけたらと思います。

岡久消防保安課長

通信指令センターの一本化の見通しということですが、先ほど御説明させていただきましたように、やはり全市町村の合意形成はなかなか難しいところでございます。

県の見通しとしましては、この通信指令センターというのが設置後約十数年たっており、各消防本部で第1回目の更新時期を徐々に迎えてくることになります。それで、この1回目の機器の更新の際、ブロックごとに段階的に生活圏を一にする地域で共同運用できることから始め、1回目の更新からまた十数年後とはなりますが、次の2回目の更新に合わせて通信指令の全県一本化を目指しているところでございます。

山西副委員長

よく分かりました。

もちろん、この一本化については課題が多いということは重々承知いたしますが、やはりこれから救急需要は増加傾向にあって、恐らく2030年頃にピークを迎えるということからすれば、早くそういう見通しを示していただきたいと思いますし、それぞれの調整を進めていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、県民の皆様の安心をしっかりと確保できるように、それから地域によって格差が生じることがないようにしないといけない。そのためにも体制強化に向けて早急に取り組んでいただけますようお願い申し上げて、私の質問を終わります。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第2号，議案第3号，議案第28号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時03分）